

京都府立鳥羽高等学校 部活動に係る活動方針について

令和3年4月9日

京都府立鳥羽高等学校

1 目的

部活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、鳥羽高校の一員として協力してよりよい集団づくりに参画しようとする主体的、実践的な態度を育てる。

あわせて、教職員が一体となり、次の資質（TOBA）を育成する。

- 行動によって示す、周囲の支えへの感謝の心（Thankfulness、感謝）。
- 強靱な体力・精神力・忍耐力・突破力を身につけ、自らの限界に対して挑戦していく心（Overcoming、克己）。
- 主体性と柔軟性を兼ね備えたバランス感覚（Balance、バランス）。
- 技術・競技力の向上はもとより、挨拶、言葉遣い、礼儀、環境整備にも積極的に取り組む姿勢（Action、行動）。

2 設置部活動

〔体育系〕

硬式野球部、水泳部、バスケットボール部、陸上競技部、相撲部
バレーボール部、ソフトテニス部、ウエイトリフティング部
テニス部、卓球部、サッカー部、剣道部、バドミントン部

〔文化系〕

吹奏楽部、生物部、放送部、ESS部、多文化交流部、書道部
華道・茶道部、囲碁・将棋部、美術部、食物部、理化部 JRC 部
合唱部、ワープロ部、写真部、新聞部、披講研究部
バトントワリング部

3 入退部

- (1) 部活動は放課後に行う教科外の特別活動であり、入部は生徒の自由意思に基づくものとする。
- (2) 所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認を必要とする。

4 活動計画

- (1) 年度当初に「年間活動計画」を生徒指導部に提出し、許可を受ける。
- (2) 毎月「月間活動計画」を生徒指導部に提出し、許可を受ける。
- (3) 校外にて活動を行う場合は、「校外活動許可願」を生徒指導部に提出し、許可を受ける。

- (4) 定期考査1週間前から、考査終了までの部活動は禁止とする。ただし、定期考査期間中または2週間以内に公式大会が控えており、活動が必要と考えられる場合は、特例として認めることがある。活動を希望する場合は、「定期考査における部活動許可申請書」を考査10日前までに生徒指導部に提出し、許可を受けて活動する。

5 活動時間

- (1) 原則、合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は3時間程度（朝練習を含む）、土、日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とする。なお、グラウンド・体育館等の施設割当や、他校との練習試合や公式戦前の練習、発表会前のリハーサル等の状況によっては、土、日曜日及び祝日の活動の時間延長を認めることがある。
- (2) 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずるが、教職員・生徒ともに十分な休養を取れるよう、ある程度長期のまとまった休養日を設けること。

6 休養日

週当たり1日以上休養日を設定する。ただし、大会や大会前の練習、合宿等、1週間の中で決められた休養日の設定が困難な場合は、概ね1ヶ月単位で代わりとなる休養日を設定し、校長の承認を得る。

また長期休業中の活動については、教職員・生徒ともに十分な休養を確保できるように、ある程度まとまった休養日を設ける。

7 合宿・遠征規定

- (1) 合宿については原則、年度内2回までとする。
- (2) 遠征については、経済的負担を考慮し、生徒指導部、事務部と協議する。

8 部の新設、休・廃部

(1) 新設

下記の許可条件を満たした『同好会』は1年間、活動を行い、その活動が良好であると生徒指導部が認めたとき、生徒総会及び校長の承認を得て、生徒指導部が許可をする。

ア 指導顧問が確保されていること。

イ 入部希望者が10名以上あり、同好会としての活動が良好であると認められること。

ウ 活動に必要な施設・設備が、現状において満たされていること。

エ 活動計画が適性であると認められること。

オ 活動内容が、文化系・体育系のいずれかに属していること。

(2) 休・廃部

- ア 登録生徒のない場合はその部を休部とし、3か年登録生徒がいない場合は、廃部とする。
- イ 部員が校内規定に違反したとき、又は学校・顧問の指示に従わなかったときは、該当部に一定期間の活動停止や解散を命じることがある。

9 指導体制

- (1) 顧問は、部活動の運営方針や指導者自身の指導理念を一方向的に押しつけるのではなく、生徒との意見交換等を通じて、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定する。
- (2) 主として指導する顧問に過度の負担が生じないよう部活動の活動状況に応じて顧問の複数配置を可能な限り行う。
- (3) スキルアップコーチ等を配置する場合、顧問は、指導をスキルアップコーチに任せきりとせず、相互に情報共有し、連携を密にして指導する。

10 安全管理と事故防止

- (1) 計画的な活動により、各生徒の発達段階や体力に係る疲労状況や精神状況、技能の習得状況等を適切に把握し、無理のない練習となるように留意する。
- (2) 他の部活動と活動場所を共有する場合は、生徒同士の接触・衝突の回避や球技等では、防球ネットの配置など、安全対策を講じる。
- (3) 熱中症対策をはじめ、怪我・事故等が起こった場合の緊急時の対応の徹底を図り、危機管理マニュアルに基づき、医療機関・関係者等への連絡体制やAED使用等について、安全管理を徹底する。また、落雷、突風、竜巻、雹（ヒョウ）などの急激な気象変化の情報を収集し安全対策を講じる。
- (4) 顧問がやむを得ず直接練習等に立ち会えない場合は、他の部活動の顧問等と連携・協力した上で、あらかじめ安全面に十分留意した活動内容や方法を生徒に指示するとともに、活動内容や状況を事後把握する。

11 その他

- (1) 体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為で、生徒に対する人権侵害であり、いかなる理由があろうとも絶対に許されない。体罰等を防止するため、教職員は日常生活を通じて、生徒とのコミュニケーション、信頼関係の構築に努める。
- (2) 部活動費の会計については、複数の教職員で処理するなど、保護者への説明が適切にできるよう管理をおこなう。また、部活動費を管理する教職員は、各年

度が終了したときは、収支の状況を明らかにした決算書類を作成し、校長又は校長が指定する教職員の確認を受ける。

- (3) 教職員は、親しさのつもりでかけている言葉や身体的接触が、生徒を不快にさせる性的言動となる場合があることを認識し、セクシュアル・ハラスメントの防止に努める。また、個別指導・面談等の形態や緊急時以外の生徒への連絡方法については、十分に留意する。